

社会福祉法人片山会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人片山会（以下「この法人」という。）の役員、評議員及び委員会委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 委員会委員とは、評議員選任・解任委員をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費）等であり、報酬は明確に区分するものとする。

(報 酬)

第3条 各年度による報酬総額の上限は、評議員 20,000 円、役員 30,000 円、委員会委員 10,000 円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員、評議員及び委員会委員が出席をした時の報酬は、別表1の報酬を支給することができる。

(業務の種類)